

省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額

令和6年3月31日までに、一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税額の3分の1が減額されます。

■ 減額を受けられる要件

1. 家屋の要件

平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く。)であること。

※ ただし、併用住宅などの場合は、居住部分の面積割合が2分の1以上であること。

2. 省エネ改修工事の内容等

(1) 令和6年3月31日までに改修工事が完了していること。

(2) 下記の省エネ改修工事のうち、①または①と合わせて行う②～④の工事を行うこと。

① 窓の断熱改修工事(必須)

② 床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事

③ 太陽光発電装置の設置工事

④ 高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事

注) ①、②の改修部位が現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る

(3) 住宅の床面積

改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

(4) 工事の費用

補助金等を除く自己負担額が60万円を超え、次のアまたはイに該当すること

ア.①～④の工事の合計額が60万円を超えていること

イ.①～②の工事の合計額が50万円を超えかつ、①～④の合計額が60万円を超えていること

■ 減額される期間・範囲

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、対象の家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額されます。ただし、減額の適用対象は、1戸あたり120㎡相当分までです。

| 床面積 | 減額率 |
|---------------------|---------------|
| 1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの | 税額の3分の1 |
| 1戸あたりの床面積が120㎡以上のもの | 120㎡分の税額の3分の1 |

■ 申告方法

原則として、改修工事完了後3ヶ月以内に、税務収納課資産税係へ下記の関係書類を添付のうえ、『省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書』の提出が必要です。

【関係書類】

1. 納税義務者の住民票の写し
2. 熱損失防止改修工事証明書
3. 領収書の写し(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの)
4. 改修工事箇所の図面および写真(改修後・改修前)
5. 補助金等を受けている場合は、決定(確定)通知書等の写し

※ その他

- 建築後年数が相当経過した家屋の場合、固定資産税の減額が「熱損失防止改修工事証明書」の証明手数料を下回ることがありますのでご注意ください。
- バリアフリー改修の減額との同時適用は可能ですが、既に省エネ改修の減額を受けた場合や耐震改修、新築住宅軽減の減額との同時適用はできません。